

【測定項目】

施設の環境測定（事業者実施）

調査項目		測定地点	測定項目	測定回数
大 気		煙突等の排出口	9項目	項目によって異なる
水 質	雨水	工場内雨水最終排出口	28項目	年4回
	生活排水	工場内生活排水 1地点	14項目	年1回
騒音・振動		仮想敷地境界上	2項目	年1回
悪 臭		仮想敷地境界上	24項目	年1回

*施設の種類によって実施する項目数は異なります。

周辺環境の環境測定（県実施）

調査項目		測定地点	測定項目	測定回数
大 気		7地点	11項目	年4回
水 質	雨水	1地点	28項目	年4回
	生活排水	1地点	14項目	年1回
防災調節池		1地点	43項目	年4回
騒音・振動		3地点	2項目	年1回
悪 臭		4地点	23項目	年1回

*測定項目数計 121項目

〔測定結果の比較基準と対応〕

施設の環境測定及び周辺の環境測定については、運営協定において、比較のための参考基準を定めています。

環境測定の結果については、関係法令に比較基準や規制基準などありますが、運営協定においては、関係法令の基準を参考とするとともに、より環境に配慮する観点から、排ガス中のダイオキシン類の比較基準など、法令よりも厳しい基準を定めている項目があります。

また、県が実施する周辺環境の測定項目については、周辺環境の状況の変化を早期に察知し、万が一の事態を未然に防止する趣旨から、より厳しい比較基準として環境基準の値を参考としている項目もあります。

環境測定の結果が、比較基準を上回るなどの結果となった場合には、県及び事業者は、原因究明の調査を行い、対策などを講じていきます。

*環境基準について

環境基準の値は、「維持されることが望ましい基準」であり、これは、人の健康等を維持するための規制基準ではなく、より望ましい目標として定められているものです。